

第4期上尾市教育振興基本計画(案)に関する市民意見募集の実施結果

1. 実施概要

- 実施期間： 令和7年12月1日～令和8年1月5日
- 周知方法： 広報あげお、市ホームページ、本庁舎・各支所への配架
- 提出方法： 持参、郵送、FAX、電子メール、専用フォーム
- 提出件数： 4名(合計64件)
- 実施結果：

提出方法	提出人数
電子メール	2人
専用フォーム	2人
合計	4人

分類	意見数
第1章 総論	17件
第2章(目標1)確かな学力の育成	6件
(目標2)豊かな心の育成	6件
(目標3)健やかな体の育成	2件
(目標4)自立する力の育成	3件
(目標5)多様なニーズに対応した教育の推進	5件
(目標6)新しい時代の学びにふさわしい教育環境づくりの推進	4件
(目標7)家庭地域の教育力の向上	2件
(目標8)生涯にわたる豊かな学びの推進	3件
(目標9)文化芸術の振興と伝統文化の継承	10件
参考資料	1件
全体	5件
合計	64件

2. 意見に対する市の考え

- 2ページ～8ページのとおり

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
1	3	p3	第1章	「…本計画は「第6次上尾市総合計画」に示す上尾市の将来都市像「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」を実現するための教育分野における計画であり…」との文言が示されていますが、「みんなでつくる」とは、児童生徒や保護者、あるいは市民から直接率直な声を聴くということであるにもかかわらず、『計画案』には、そうした具体的方策がどこにも書かれていません。	計画案の策定にあたっては、市民アンケートや児童生徒アンケートの実施し、これらの意見を参考に計画案を策定しております。また、市民の意見を反映するため、市民コメント制度による意見聴取を実施しております。		
2	3	p3	第1章	部門別計画の欄に、「文化財保護に係る計画」が全くないのは、取り組む姿勢がないと捉えられる危険性が大きいため、せめて「上尾市文化財保存活用計画(仮称・準備中)」とでも入れておくべきかと思いますが？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
3	3	p3	第1章	「※「教育に関する大綱」とは、市長が総合教育会議において、教育委員会と協議・調整を尽くし、教育に関する目標や施策の根本的な方針として定めるものです。」との文言がありますが、違和感が生じます。総合教育会議を傍聴しているとわかりますが、「市長が教育委員会と協議・調整を尽くしている」とは全く思えません。大半の市民は知る由もありませんが、「総合教育会議」の実態は、市長の話の中心は自らの昔話であり、現状の教育問題を認識しているとは言えず、目標や施策は教育委員会に丸投げ状態です。	令和7年7月に総合教育会議を開催し、本計画を「教育に関する大綱」とする方針を決定しております。本計画の策定にあたっては、教育委員会事務局において策定委員会により計画案を作成し、教育委員会における協議を通じて計画案を見直し、市民コメント制度に基づく意見聴取を実施したところでございます。今後、総合教育会議における協議や市民コメント制度の意見などを踏まえ、計画の最終案を教育委員会に議案提出し、決定してまいります。		
4	5	p5	第1章	「グローバル化」という文言が『計画案』の随所に出てきますが、グローバル化と不可分の「平和教育」の取り組みが極めて弱いのが『計画案』の特長です。「グローバル化＝英語力のアップ」などと、極めて矮小化して捉えているのではないのでしょうか。平和教育の取り組みを充実させることこそ、真のグローバル化だと考えます。	「グローバル化」とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象と一般的に捉えられます。その様な急速に進む社会の変化に対応できる人材を育成することを目的としております。		
5	5	p5	第1章	『計画案』の他の箇所でも同様ですが、「教職の魅力を高め、教員を取り巻く環境を整備することが必要です。(＝P〇〇参照)」というように、『計画案』のどこに具体的方策が示されているのか書くべきです。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
6	5	p5	第1章	「経済的教育格差」解消に向けての基本的な姿勢(＝保護者負担の軽減)が『計画案』には見られません。就学援助制度は学校教育法で定めがあり、どの自治体でもおこなわれている事業であり、上尾市独自の取り組みではありません。それよりもさらに踏み込んだ上尾市としての姿勢(＝学校で使う備品や消耗品類はすべて公費負担とする、などの保護者負担の軽減を目指す取り組みなど)を『計画案』に盛り込むことが必要です。	本計画は、国や県の教育振興基本計画を参酌して策定しております。本市では、地方財政法や学校教育法の規定に基づき、学校運営に必要な備品や消耗品等の予算の確保に努めております。		
7	5	p5	第1章	第4期上尾市教育振興基本計画(案)に対する意見 第4期上尾市教育振興基本計画(案)では、教育を取り巻く社会の動向として、経済的格差による教育格差をあげ「子供たちの状況等にかかわらず、一人一人に寄り添い、等しい学習機会を確保していくことが求められています。」としています。 これは憲法第二十六条1「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」に基づいた極めて重要な課題です。 生活困窮者である子どもに対する施策は、生活困窮者自立支援法で市町村は「子どもの学習・生活支援事業」を行うものとし、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律でも地方自治体は、貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする、としています。 しかし、上尾市教育振興基本計画(案)では、生活困窮者である子どもに対する施策は、生活困窮者への奨学金等の貸付(給付ではないので、実体は借金をさせるだけ)と学校教育法で義務付けられている就学援助のみとなっています。 文部科学省は、生活困窮者自立支援法の施行を受けて「生活困窮者自立支援制度に関する学校や教育委員会等と福祉関係機関との連携について」という通知を出しています。 通知では以下の4点が求められています。 1 生活困窮者自立支援制度所管部局と教育委員会や都道府県私立学校主管課等の連携 2 自立相談支援事業等の利用勧奨 3 学習支援に関する事業の連携 4 自立相談支援機関の相談支援員等と学校等との連携 しかし、上尾市では上記の連携が全く行われていません(生活困窮者自立支援制度所管部局の健康福祉部 生活支援課に連携が行われていないことを確認済み)。 生活困窮者自立支援法及び文部科学省通知について不作為である現在の状況を改め、上記の4点についてどのような方法で推進していくかを具体的に決定し、それを上尾市教育振興基本計画に明記し実施することを要望致します。	本計画への記載は差し控えさせていただきますが、福祉担当部署と情報共有など連携を図っていくよう対応いたします。		

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
8	9	p9	第1章	「依然として時間外在校等時間が長い教員も多いという実態は、憂慮すべき状況であるとともに、喫緊の課題となっています。」と記述されていますが、「(時間外在校等時間について)令和6年度末までに月45時間以内、年360時間以内の教員を100%にする」という目標を達成した学校が市内でただの1校も無かったという実態の理由について言及されていません。「喫緊の課題」と言うのであれば、まずはその実態についての分析について述べるべきです。こういう時にこそPDCAの手法はあるのではないのでしょうか。	こちらでは、「学校における働き方改革の推進」における市の現状を総論として述べております。各小・中学校の実態についての分析は、実施しております。		
9	10	p10	第1章	「研究委嘱校11校の研究発表会が小・中学校の管理職及び教員等を集め実施されました。研究発表会を通し、研究成果などを全ての学校で共有するなど、各校の創意工夫を生かした授業改善に資する着実な取組が推進されています。」と記述されていますが、市内各校が研究発表対象校の取り組みに実際に学んでいるのか、学んだ結果その学校でどのような成果があったのか、児童生徒はどのように成長したのか、などの検証結果が不明です。端的に言えば、上尾市の研究委嘱は、教育委員会の指導主事のアイデンティティのために毎年11校ずつ強制されているのは明らかです。	研究発表校においては、自校の研究成果を検証し、研究紀要にまとめるとともに、各校への共有を図っています。参会者は各校に実践を持ち帰り、資料として自校の教育指導において参考にするとともに、校内研修において参観者が報告したり、自校の校内研究や授業改善の参考にしたりするなど、研究成果は各校の教育活動や研究に活用されています。教育委員会では、このような各校での研究を支援し、適切に指導助言を行ってまいります。		
10	12	p12	第1章	「上尾市いじめ防止子供サミット」に「サミット(頂上・頂点)」と名付けている意味が不明です。結局は、各学校の代表、つまり「良い子」が集まって「自分たちの学校で良い取り組みをしましょう」ということを決めていると思われれます。肝心なのは、サミットに出られない(=声がかからない)「普通の子」がどう思い、どう考え、どう行動するかであると思われれます。サミットに出た代表の子たちの報告を後日普通の子たちが聞いても、上滑りするのではないかと懸念が残ります。	「上尾市いじめ防止子供サミット」は、市内全児童生徒が、いじめ防止に向け、主体的かつ実践的な活動を行うことを趣旨としております。サミットにおいて各学校の代表者が協議をした「いじめを防止するための取組」は、各学校において計画・実施しております。全児童生徒がいじめ防止に向け、主体的に活動をすることができるよう更なる取組を進めてまいります。		
11	13	p13	第1章	「小学校給食の提供体制で不可欠な施設や設備等について、適切に維持・管理を行い…」と記述されていますが、市議会一般質問などを聞くと、実態は明らかに異なります。「築49年の建物であり、床の中心部が下がってしまったり、ゆかが滑りやすい。下処理調理の泥水が上処理調理場に流れてきてしまうようで、水かきが大変(西小)、あるいは「水道管がサビているようで、お湯が出る水道からサビが出た際、お釜に入らないように、毎回フィルターを付け替えている(東小)」などという実態があります。これでは、「適切に維持・管理を行っている」という『計画案』の記述は事実と異なるのではないのでしょうか。訂正し実態を書くべきです。	課題に「給食施設の老朽化が衛生管理の妨げになること」への懸念を記載しております。引き続き、給食室内の衛生管理に努めてまいります。		
12	20	p20	第1章	この表記自体は間違いではないが、「防犯対策ははじめとした保管場所の環境整備を実施」は、成文化された計画がない中で防犯対策を実施したものであり、保管場所の環境整備上の課題山積していることが読み取れないこと、保管場所は一時的、臨時的、暫定的な措置としての認識が読み取れないので、課題の抽出は十分にできない循環を生んでいる。加除の検討を要するのではないのか？	下部の「課題」に追記します。 ⇒持続可能な環境の整備や施設の早急な確保・設置が課題となっています。	○	p21
13	20	p20	第1章	「迅速な人員体制の整備」は、「市民等事業者の負担軽減を目的とした調査補助員登録制度など迅速な人員配置が可能な体制整備」といった文言にし、市民の理解と協力を促進する方向性を示すべきではないのでしょうか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
14	20	p20	第1章	冒頭「無」欠字 かな？	ご指摘の通り欠字のため「無形民俗文化財」に訂正します。	○	p21
15	20	p20	第1章	「より環境の整った保存場所の確保」は、「持続可能な保存環境の整備や施設の早急な確保・設置」と目標を明確にした表現を課題として提示しないと誤解を招くと思われれますが？	文化庁をはじめ各省市で同様の文言を用いていることから、ご指摘の通り訂正します。	○	p21
16	34	p34	第1章	「夢を育み」という基本理念を掲げていますが、極めてステレオタイプ的な理念です。子供たちの実態としては「あなたの(将来の)夢は？」と聞かれると苦しくなる子が増えているのではないのでしょうか。『計画案』には、そうしたリアルな実態の分析と言及が見当たりません。その意味で、子供たちの現状を理解したうえで「生きる力を育む」「絆を育む」「学ぶ喜びを育む」という方針の文言を提示したのかどうかを明確にすべきです。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
17	35	p35	第1章	「生きる力を育む」という基本方針の説明の中に「平和を希求する」「平和を守る」という基本中の基本の方針が欠落しています。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
18	46	p46	第2章(目標1)	小学2年から中学2年まで、上尾市、埼玉県、国の3回も学力テストを行っている。3回は必要ないと考える。児童、生徒の負担、教員の負担になっていると考える。減らすべきである。	上尾市の学力調査は、年度末に向けて実施し、1年間の学習の定着度等を確認し、児童生徒が、自分の苦手分野や理解ができていない内容が分かるように実施しています。問題や自分の回答も返却されることも特徴で、児童生徒一人一人が、自分ができていなかった学習内容をしっかりと復習し、次の学年へ向けて準備ができるようにしております。国や埼玉県の調査と合わせ、子供たちの学習状況を把握し、学習に生かしていけるように努めてまいります。		
19	47	p47	第2章(目標1)	「小・中学校に計画的に研究委嘱等することを通して」とありますが、なぜ学校に研究委嘱の選択権が与えられていないのか全く不明です。以前は市教委の「計画訪問」と「要請訪問」とがりましたが、いつの間に「計画訪問」のみになったのでしょうか。指導主事という職のアイデンティティを維持するための「委嘱研究」なのは明らかですので、学校に研究委嘱の選択権を与えるべきです。	各校における教育研究は、社会情勢の変化や学校の実情に合わせて創意工夫をしながら行われています。こうした研究を一層推進することは、本市における教育のさらなる充実に寄与するものと捉え、地域や校種に偏りなく委嘱することとしております。		

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
20	47	p47	第2章 (目標1)	「学力の経年変化を的確に把握するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、授業の質を高めまします」と記述されていますが、上尾市が力を入れているという、小学校低学年からの英語教育の成果・経年変化はどうなっているのかがまったく不明です。	小学校低学年からの英語教育の実施状況等につきましては、教育課程特例校における「特別的教育課程の実施状況等」として、各上尾市立小学校のホームページにて毎年公表しております。		
21	49	p49	第2章 (目標1)	「小中一貫教育」は、委嘱研究のテーマ探しの結果市教委事務局(指導課)がひねり出したものだと推察します。このテーマを掲げておけば、当分は指導主事存在価値があるということでしょうか。多忙化に拍車をかけるだけの施策は再考したほうがよいと考えます。	「小中一貫教育」につきましては、児童生徒の学びの連続性の確保や、発達段階に応じた支援の充実など、より良い教育環境の実現に向けて、取り組みを進めてまいります。		
22	49	p49	第2章 (目標1)	小中一貫教育の推進の項で、「中1ギャップ」などへの対応が課題としているが、文科省も、この言葉は、安易に使わないとしている。再考を求める。	小学校から中学校に進学するに当たっては、大きな学習面・生活面をはじめ大きな環境の変化があります。上尾市では、少しでも子供たちが不安等なくスムーズに中学校へ進学できるよう9年間の学びと育ちの連続性を重視しております。	○	p44、111
23	49～50	p49～50	第2章 (目標1)	「中1ギャップ」とか「小1プロブレム」などという文言が使われていますが、それぞれ、学術的にはどのように捉えられているのかが不明です。『計画案』の文末「用語集」に目を通しても、学術的な説明ではありませんね。	保育園や幼稚園等から小学校に就学する際、小学校から中学校へ進学する際は、子供、保護者にとって、大きな環境の変化がございます。その環境の変化を象徴する1つのキーワードとして使用させていただきます。		
24	55	p55	第2章 (目標2)	「全校に学校図書館支援員を配置し」とありますが、本来であれば「全校に図書館司書を配置し」と記述すべきです。現状では「図書館司書」ではなく、数校掛け持ちの会計年度任用職員である「図書館支援員」しか置けない現状があります。ここにも、上尾市の教育予算の貧弱さが明らかになっています。	できるかぎりの学校図書館支援員を配置し、教員と連携し、子供たちの読書活動の推進を図れるよう進めてまいります。		
25	55	p55	第2章 (目標2)	「全校に司書教諭を配置し」との記述がありますが、中学校では、たとえば数学の教員が司書の免許を所持しているというだけで「司書教諭」に任命されるなど、校内での「司書教諭」の人選が非常に困難かつ安直という二面性を有していることは、教職員にとって周知の事実です。さらに、司書教諭に「任命」されたとしても、実際の選書等は会計年度任用職員である「図書支援員」に丸投げしている実態について、指導課職員は当然知っていると思われまます。まずはこうした実態を検証・是正するところから取り組むべきです。	必要な情報提供や研修を通して、司書教諭が、学校図書館支援員と適切に連携して、子供たちの読書活動の推進を図るとともに、各教科で必要な資料等を準備し授業で活用するなど、教育活動を支えられるよう体制づくりを今後も進めてまいります。		
26	57	p57	第2章 (目標2)	不登校の主原因として「学校の息苦しさ」が挙げられます。今こそ、「わかる授業」「楽しい学校」への転換が求められます。	不登校の原因は様々ですが、分かる授業、楽しい授業はとても大切だと考えております。各学校では、教員の資質向上に努め授業改善は図っておりますが、教育委員会としても各学校に対して、丁寧な支援を実施してまいります。		
27	57	p57	第2章 (目標2)	「校内支援ルーム」とは、「スペシャルサポートルーム(SSR)」のことだと思われまます。実際には子供を見るスタッフが常駐しないなど、極めて中途半端な施策であり、これもまた上尾市の予算の貧弱さばかりが際立つものとなっています。こうした施策を展開するのであれば、徹底的に人を配置すべきです。	今年度、SSRの支援員であるサポートルームティーチャーを15名配置しており、市内小学校のうち11校に週2日、その他の小学校及び中学校に週1日勤務しております。支援員の配置につきましては、SSRの利用状況等について、調査及び検証を進めてまいります。		
28	58	p58	第2章 (目標2)	「教育センターにおける教育相談体制の充実を図ります」とありますが、スクールソーシャルワーカー(SSW)として市費と県費が任用されており、「全く同一労働であるにもかかわらず、報酬額が異なる」という矛盾を抱えているのが実態です。ほとんどの市民が知らないこうした実態を改善することこそ、子供や保護者の相談に本当に向き合えることになると考えまます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
29	58、61	p58、61	第2章 (目標2)	「いじめ防止対策の推進」として①～⑤まで掲げられていますが、実際に起きた「いじめ重大事態」にどう対応するかの記述がありません。少なくともP61に「条例に基づき対応する」という基本原則を掲げるべきです。	いじめ防止対策のため、条例を踏まえ、様々な施策を丁寧に行ってまいります。		
30	68	p68	第2章 (目標3)	学校給食は、現在の自校方式を堅持するべき。学校給食の衛生管理の徹底の部分で、給食室の施設、設備の適正管理を行うとしている。今後、給食室を残していくと考えていいのか。	今後の学校給食施設整備につきましては、上尾市学校給食施設基本計画に基づき進めてまいります。		
31	71	p71	第2章 (目標3)	「栄養教諭の年間平均授業実施回数」を年間70回とした根拠が示されていません。	現況値(小学校:67.6回、中学校68.5回)を基に、年間70回と設定しました。		
32	75	p75	第2章 (目標4)	「子供の意見表明による主体性の育成」との記述があるにもかかわらず、「子どもの意見表明権」の根拠が書かれていません。言うまでもなく、子供の意見表明の根拠は「子どもの権利条約」の第12条において規定されている権利です。この項の記述を読むと、あえて「子どもの権利条約」には言及しない教育委員会の姿勢が垣間見えます。	児童生徒が学習や生活を行う上で、自分の意見を述べたり、意思を表明することはとても大切なことです。各学校では、学級活動や児童会活動・生徒会活動をはじめとし、様々な機会を捉え、日々指導を行う中で、子供たちの意見を大切にしながら教育活動を進めてまいります。		
33	76	p76	第2章 (目標4)	「キャリア教育を推進することにより、全国トップの水準となることを目指して」とありますが、「全国学力・学習状況調査(小6・中3)」の質問紙調査が「実際の子どもの目標」を正確に反映しているのか否かを検証すべきです。安易にこうした数値を鵜呑みにすることは明らかに誤りです。	数値のみをすべてとするわけではございませんが、1つの指標として取り上げさせていただきます。		

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
34	76	p76	第2章 (目標4)	主体的に社会に参画していく力を育成していくとしている。そのためにも、主権者教育を豊かにしていくことが必要と考える。	将来の社会を担う子供たちが主体的に社会に参画していく力を育成するために、主権者教育の充実が必要不可欠です。主権者教育は様々な教育活動を通して行われておりますが、中学校でのシティズンシップ教育など外部機関と連携し、実践的な活動をより一層充実させてまいります。		
35	78～79	p78～79	第2章 (目標5)	「障害のある子供への支援・指導の充実」を本当に目指すのであれば、「障害のある教員」の指導も不可欠です。そうした教員は県が任用しているのであれば、関係機関に働きかけ、上尾市に赴任してもらうなどの努力が必要だと考えます。問われるべきは、上尾市教育委員会の「本気度」です。	該当する教員が配置された場合につきましては、適切に指導してまいります。		
36	81	p81	第2章 (目標5)	不登校の初期段階での対応が重要と述べている。それには、担任の先生の役割がとても大事と考える。肝心の担任の先生が多忙すぎて、児童生徒の不登校のサインを見逃さざるを得ないのではないかと思う。先生の長時間労働、多忙を解消するための取り組みが必要と考える。	先生の長時間労働、多忙を解消するために、授業時数や学校行事の削減などの教育課程の見直しや定時退勤推奨ウィークやフレックスタイム制の適切な運用などの取組を実施しております。		
37	81	p81	第2章 (目標5)	「医療機関や民間施設など関係諸機関と連携」とありますが、どのような連携をしているのかが不明です。不登校児童生徒が民間の居場所に行っているのであれば、「学校に戻す」のではなく、その居場所に足を運び、「ずっとそこにいていいよ」というメッセージを伝えることが必要ではないでしょうか。	不登校児童生徒が支援を受ける関係諸機関とは、必要に応じて情報共有を行いながら適切な対応を行っております。特にフリースクール等民間施設との連携につきましては、教育センター職員が訪問したり、民間施設連絡会を実施したりするなどして情報交換や連携を図っております。		
38	82	p82	第2章 (目標5)	「就学支援の充実」には、上尾市独自の「保護者負担の軽減のための施策」が必須です。まずは教育長や教育委員がこの観点から施策を考えなければならぬと考えます。「公費で購入できるものは公費で」「安易に保護者負担に依拠しない」という基本的な考えが『計画案』には欠落しています。	就学支援については、生活困窮者に対して就学援助制度があり、その中で学用品費など就学に必要な経費の一部を助成する制度を設けております。		
39	83	p83	第2章 (目標5)	「平和教育」の具体的な取り組みに関する記述がありません。	本計画では、教育基本法に定められた原則に基づき、教育施策を推進しております。学校教育においては、各教科等における学習指導を充実させることで、持続可能で平和な社会の担い手を育成することを目指しております。		
40	88	p88	第2章 (目標6)	「教職員間の協働性」は「教職員間の同僚性」に変更すべきです。今の状況で重要なのは、校長・教頭を含めた教職員の同僚性です。	協働性は「同僚から理解や指示を得て、お互いに協力をして仕事に取り組むこと」、同僚性は「同僚が、互いに支え合い、能力やスキルを高め合うこと」と捉えております。この観点から協働性として記述したものです。		
41	91	p91	第2章 (目標6)	⑥として「労基法・労安法等に基づき、休憩時間の確保を遵守します」を追加します。	ここでは、学校における働き方改革を推進するために、主な取組内容を記載したものといたします。なお、休憩時間の確保は、義務(労働基準法第36条)であるため、記載はいたしません。		
42	96	p96	第2章 (目標6)	「月45時間以内、年360時間以内の時間外在校等時間を達成した学校の割合」を100%にする、という目標は令和6年度末にも同様の目標を掲げて、達成率ゼロ%であったにもかかわらず、今度は令和9年度末までの目標に先送りされました。どう考えても、この目標を本気で掲げているとは思えませんし、市教委はまったく学習していないと言わざるを得ません。まずは「法に基づいて休憩時間を確保する」ことです。法に基づかない「目標」など何の意味もありません。	令和6年時点で月45時間、年360時間以内の時間外在校等時間を達成した学校はございません。したがって、引き続き、このことを達成するため、目標を設定いたしました。なお、休憩時間につきましては、法に基づき、確保しております。		
43	97	p97	第2章 (目標6)	登下校サポーターは、非常に大事です。継続してください。特に、私の住んでいる、地頭方など。(平方東小)	登下校サポーターは通学区域を見直した地域で、見直し後に学校が通う際の通学班で、上級生が整わない期間に安全確保のために設けた制度です。現在、当該地区も通学区域見直しから年数も経過し、通学班体制も整っていることから、制度を終了したところがございます。今後は、地域、学校などにより見守りをお願いしているところがございます。		
44	100～102	p100～102	第2章 (目標7)	従前の社会教育指導員の職名を変更したうえで、かつ報酬を上げてまで会計年度任用職員として任用している「家庭教育支援員」がどのような役割を果たすのか、その記述がありません。	家庭教育支援員は、公民館に配置されている社会教育指導員等と同様、会計年度任用職員です。教育振興基本計画は教育の振興のための施策に関する基本的な計画であることから、会計年度任用職員の職種ごとの役割についての記述は考えておりません。		
45	104	p104	第2章 (目標7)	「AGEO 地域クラブに参加する児童生徒に対するアンケート調査における満足度」を指標の根拠としていますが、こうしたアンケートについては、今の児童生徒は「ここは満足である、と答えておこう」という「学校側への忖度」が働くであろうことは、容易に推察できるはずですが、したがって、児童生徒だけでなく、保護者にもアンケートを実施すべきであると考えます。	アンケートにつきましては、AGEO地域クラブに参加する児童生徒の保護者に対しましても実施しております。		
46	108	p108	第2章 (目標8)	生涯学習活動の拠点を増やして。空き教室の活用なども。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
47	109	p109	第2章 (目標8)	上尾市には公民館が6館しかない。具体的に作ってほしい。以前政府は、小学校、あるいは、中学校区に1館の公民館をつくる政策でした。県下でも、上尾市はあまりにも少ない。早急に公民館を作ってほしい。地域の集会所、公民館、の活用も図ってほしい。 また、6館ある上尾市の公民館には、必ず、社会教育主事を配置して、生涯教育を活発にしてほしい。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
48	111 ～ 113	p111 ～ 113	第2章 (目標8)	図書館本館の建て替えによる仮本館での運営や蔵書確保についての記述がありません。図書館利用者のみならず、市民も関心の高いことから、仮本館についての記述をすべきです。	113頁下段 ▶時代に合わせた環境整備 具体的な図書館の表記はありませんが、ここに記載する方向性は、今後、まるひろ上尾SCに設置する図書館も含め、上尾市図書館全体を網羅した内容と考えております。		
49	117	p117	第2章 (目標9)	「古文書や歴史的公文書等」を「古文書や木簡、歴史的公文書等」に変更します(市内には木簡が相当数遺っているため)。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
50	117	p117	第2章 (目標9)	文化財を展示する、上尾市の博物館または、史料館を作ってほしい。20万都市に史料館がないのは、あまりにも貧弱と思う。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
51	117	p117	第2章 (目標9)	「環境」を「施設設備及び環境」として対象を明確にするべきではないでしょうか？	ご指摘のとおり「施設設備及び環境を整え」とします。	○	p94
52	117	p117	第2章 (目標9)	「多くの市民への周知・啓発する必要があります。」は、「次世代に継続していくべき国民共有の文化資産としての普遍的価値を全ての市民へ周知・啓発する必要があります。」として、目標を明確にすべきだとおもいますが？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
53	117	p117	第2章 (目標9)	⑤を①の次に記載し、②以下を順に繰り下げ、課題の重要性への共通認識を図るべきだと思いますが？	①の次に⑤を記載し、以下順番を繰り下げます。	○	p94
54	117	p117	第2章 (目標9)	「指定・登録」を「次世代への継承目的とした地域社会総がかりによる」に置き換えるべきではないでしょうか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		3/11修正
55	117 ～ 118	p117 ～ 118	第2章 (目標9)	社会の状況を踏まえて新たな上尾市教育振興基本計画を策定されるという趣旨に従って、文化財保護の施策展開を概観させていただくと、「現状と課題」「主な取組」「目標9の指標」のいずれにおいてもほぼ第3次計画を踏襲しているのはなぜでしょうか？ 令和3年度施行の第3次基本計画の策定段階では、平成30年に文化財保護法の改正で可能となった「文化財保存地域計画(以下、『地域計画』と記載)についての対応がなされていないのは時間的な制約からやむなしと考えられるが、第4次基本計画にも何ら記載がないのは如何な理由に依拠するのでしょうか？このように法改正による全国的な潮流ばかりではなく、令和2年度末には、上尾市の申請に基づき「上尾の摘田・畑作用具」が唯一無二の国指定文化財となったことは周知のとおりでございます。 然るに、令和3年度施行の第3次教育振興基本計画はさておいても、この第4次基本計画策定において「上尾の摘田・畑作用具の保存活用計画」の策定についての記載が全く見られないのは、教育委員会のみならず上尾市として如何なるお考えなのでしょう？ この第4次教育振興基本計画が、文化財の保護に関してほぼ3次基本計画を踏襲した記載と先述いたしました、唯一118頁の「歴史資料の収集・保存」では、「④歴史資料を後世に残すため、適切な保存方法を検討します。」の1項目が加えられているのはなぜなのでしょう？この1項目をもって歴史資料の保存の検討しており、国指定重要民俗文化財も包括されると理解すればよいのでしょうか？ 私は、イデオロギー、宗教、その他の存念等に依拠して上尾市の教育行政に口を差し挿む意図は全くありませんし、その能力もありません。いつばう、近い将来に禍根を残すことを可能な限り回避することも、一市民としての最低限の責務であるとも思います。 郷土上尾、ふるさと上尾市の健全でバランスの取れた文化の発展が、総体として上尾教育を止揚させるものであると存じます。文化・文化財の保護と振興は、持続可能な計画の下に忍耐強く取り組んでいく教育的行為です。そのためにも計画立案は大切です、慎重な検討が必要になることは否めません。しかし、萌芽がなければその成長も全く期待されません。 については、「地域計画」及び「摘田・畑作用具の保存活用計画」策定の方向性を、当該上尾市教育振興計画(案)に明記するのに時期尚早ということはないと存じます。できますれば、一日も早いアクションプランに沿った保存措置の実施が望まれますが……	ご指摘を踏まえ、文化財の保存・活用に関する計画について追記します。	○	p94
56	118	p118	第2章 (目標9)	「適切な保存と活用を図るため、展示方法・情報発信のあり方を検討します。」は、文章として意味不明ではないでしょうか？展示は保存と完全に背反対立する行為ではないにしても、保存を主目的とするものではありません。まず保存があり、適切な保存措置をベースに展示あるいは教育普及事業や情報発信があるので、「保存」を抜きにはするのは「単なる破壊や劣化の促進行為」以外の何物でもありません。従って、「持続可能で恒久的保存を主眼に置いた保存活用計画を策定します。」とすべきではありませんか？	ご指摘を踏まえ、文章を修正します。	○	p94
57	118	p118	第2章 (目標9)	「▶「上尾の摘田・畑作用具」の保存・活用」の記述全体をこのページの冒頭に入れ替え、以下順次送っていくようにすべきではないでしょうか？理由は、現状と課題の組み換えと同じです。	ご指摘のとおり優先順位を考慮して入替えます。	○	p94、95

No.	頁	頁		ご意見・ご提案	回答案	計画書の修正	該当ページ
58	119	p119	第2章 (目標9)	伝統文化の継承の指標は、現行の教育振興計画とほぼ同じですが、第4次教育振興計画5か年の指標として必ずしも適切であるとは言えないのでしょうか？その理由は、この意見書の冒頭で述べた、文化財保護法の改正、国指定有形民俗文化財の指定等でこれまでの上尾の文化財保護への対応状況は大きく変わっています。上尾市でこれまでほとんど着手されていない「文化財の次世代への確実な伝達」の手法を明確にする必要が急務です。そのためには、「保存・管理・活用」を総合的に連携できる計画の策定が不可欠です。したがって、第4次教育振興計画には、「文化財保存活用地域計画」「国指定有形民俗文化財保存活用計画」をはじめとした諸計画の策定を指標とすべきだと考えますが如何でしょうか？ 指定文化財の件数は、現時点では単なる結果論的指標でしかなく、文化財保護法制定直後段階の指標としては有用だったとは思いますが、如何でしょうか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
59	126	p126	第2章	ここで言っている「スポーツ」の定義を示すべきです。	【計画におけるスポーツの定義】 本計画における「スポーツ」とは、「する・みる・ささえる」を通して、市民が楽しさや喜びを感じることができる活動のことを広く指します。従って、ルールに基づいて勝敗や記録を競う競技性の強いものだけでなく、健康の維持増進を目的として日常的に行うウォーキングやラジオ体操なども含めます。 また、近年注目を集めるバスケットボールやBMX、スケートボードなどのアーバンスポーツや、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツなども含めます。		
60	全体	全体	全体	私が『計画案』全体を読み、意見を記入するのに5時間以上を要しました。一般の市民がすべての項目に目を通し、多くの時間を使って意見書を提出するとは思えません。ゆえに、教育長も教育委員も事務局も「この項目については）意見がないので計画案が認められた」とは絶対に考えないでもらいたいです。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
61	全体	全体	全体	以上、一生懸命に市民として考えた意見が、1月6日以降のように『計画案』に盛り込まれるのか、その状況や意思決定の過程について高い関心を寄せていきます。	いただいたご意見は参考とさせていただきます。		
62	全体	全体	全体	『計画案』は150頁の冊子となっていますが、「空白(ブランク)」「不必要なカット(アッピー)」「項目の中のブランク」が多すぎます。 (例)『計画案』p60-62は中身は数行なのに3頁を要しています。	全体的にレイアウト等を調整いたしました。	○	全体
63	全体	全体	全体	教育長が『第3期教育振興計画』の全体的な進捗状況と、それを踏まえて『第4期計画案』の目的や方策などに言及すべきです。 残念ながら、『計画案』には、教育長による「上尾の教育をどうするつもりなのか」というビジョンが示されていません。	第3期上尾市教育振興基本計画に係る進捗状況は、毎年実施する点検評価報告書に記載しております。 本計画では、P10以降に「第3期基本計画の成果と課題」をそれぞれの施策毎に整理し、それらを踏まえ、第4期基本計画の基本理念、基本方針、基本目標を示しております。		
64	全体	全体	全体	全体的には、上尾市の教育予算が少ないことは周知の事実として指摘されていますが、『計画案』でもそれが明らかになっています。重要な教育施策を担う「支援員」が会計年度任用職員であること、あるいは「サポーター」と呼ばれるスタッフが常駐として配置できていないという事実関係についての言及がされていません。	教職員数は、学級数で定数が定められているため、アッピースマイルサポーターなどの業務支援員につきましては、会計年度任用職員として配置しております。また、これらの業務支援員は、1日4時間勤務などの勤務形態で任用しているため、御指摘のとおり、常駐はされていません。		